

議案第 39 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

（提案理由）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税を、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円市町村が賦課徴収することになったことに伴い、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議するため、この規約案を提出するものである。

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約（案）

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （機構の共同処理する事務）</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （機構の共同処理する事務）</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税に係る</u>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>